

令和7年 花見山物産ひろば出店規則

1. 花見山物産ひろば（以下「物産ひろば」という。）は、以下の目的を達成するために開設する。
 - （1）整然と物産品及び飲食物（以下「物産品等」という。）の販売店舗を配置し、花見山周辺の景観にふさわしい物産品等の販売とイメージアップを図ること。
 - （2）地元（渡利地区）の方の出店により地域振興を図るとともに「花見山」「福島」をイメージできる物産品等の展示販売を併せて行い、ブランド化を推進すること。
 - （3）多くの来訪者に満足していただき、市内消費額の増加を図ること。
2. 開設期間は、令和7年3月26日から令和7年4月17日までとし、午前9時30分から午後4時までを共通営業時間とする。
3. 出店者は、物産ひろばの開設目的を理解し、次のいずれかに該当する者とする。なお、営業に際して必要な許可、免許等を有すること。
 - （1）福島市に事業所を有する法人、団体または個人
 - （2）花見山周辺花卉生産農家と渡利農産物生産農家に構成されている「花見山」花と農産物ふれあい市生産者友の会
 - （3）その他、花見山観光振興協議会長（以下「会長」という。）が認めた場合
4. 出店にあたっては、別に定める事項すべてを誓約し、主催者である花見山観光振興協議会（以下「主催者」という。）及び福島市保健所の指示に従って出店すること。
5. 次のいずれかに該当する者は、直ちに店を退去させるものとする。
 - （1）指定場所を他人に譲渡（名義貸し）又は移動交換した者
 - （2）主催関係者に暴言・暴力等の行為を行った者
 - （3）その他、本規則に定める事項を遵守しない者
6. 物産ひろばに出品できる品目は、以下のとおりとする。ただし、事前に申告した商品以外のものを販売してはならない。
 - （1）地元（渡利地区）の地域振興につながるもの。
 - （2）福島を代表する物産品等のブランド化及び市内消費額増加が期待できるもの。
 - （3）福島市保健所が定める仮設店舗で提供できるもの。
 - （4）その他、必要な事項は別に定める。
7. 商品等の管理は出店者の責任において行い、以下のとおりとする。
 - （1）商品等の搬入・搬出は指定された場所を利用し、午前9時までに作業を終了し、市道から車を移動すること。
 - （2）商品を説明できる販売員を営業時間に必ず配置すること。
 - （3）商品には、販売価格を表示するとともに、食品表示法・計量法・その他の法令等に規定する商品名称・消費期限又は賞味期限・量目・原材料名・製造者（販売者）の住所、氏名等必要な表示を行うこと。
 - （4）お客様の不信感を招かないよう良心的な販売価格と品質保持に努めること。
 - （5）食品を扱う場合は食中毒の防止に努めること。また、残入農薬の問題が生じないように注意すること。主催者は一切責任を負わない。
 - （6）出店者間で生じた問題は、当事者間で解決すること。主催者は一切責任を負わない。
 - （7）必要に応じ、放射性物質検査結果報告書を用意すること。

8. 出店料は、以下のとおりとする。なお、出店者の決定後に出店者の都合で出店を辞退する場合、出店料は返還しないものとする。
- (1) 環境整備協力金 1小間あたり50,000円
 - (2) 出店者負担金 1小間あたり50,000円
 - (3) 物産ひろばにおける売上の3%
9. 電気使用料は出店者の負担とし、開設期間後に精算するものとする。
10. 良好な販売環境を自主的に保持することを目的に、開設期間中の出店者全員を「花見山出店者の会」として構成し、所掌事項は以下のとおりとする。
- (1) 物産ひろば内の休憩所（テーブル・イス）の整理整頓や清掃作業を行うこと。
 - (2) お客様からゴミの処分を求められた場合、自己の販売において発生したゴミの回収はもちろんのこと、他店のゴミの回収についても出店者間で協力し合い処理すること。
 - (3) その他出店者間で生じた問題は極力自主的に協議・調整すること。
11. 「花見山出店者の会」の中から責任者を1名決めること。責任者の所掌事項は以下のとおりとする。
- (1) 物産ひろば内の連絡調整等を目的に開設初日に朝礼を実施すること。
 - (2) 他の出店者に対し出店規則の徹底や衛生管理・事故防止のための毎日の自主点検を適宜呼び掛けること。
 - (3) 出店者間の問題やお客様からの苦情等の窓口となり、一本化して本事務局に報告するとともに、問題解決のために調整・指導を行うこと。
12. その他、出店にあたっての留意事項は、以下のとおりとする。
- (1) 開設期間中、共通営業時間は必ず営業すること。やむを得ない事情により営業できない場合は、必ず事前に責任者、及び本部事務局へ連絡すること。
 - (2) 安全管理・衛生管理等を徹底し、事故防止に努めるとともに、花見山物産ひろばの円滑な運営に協力すること。
 - (3) 火気の使用には十分注意をし、火気を使用する出店者は、消火器等を常備すること。
 - (4) 看板については、出店者が準備するものとし、花見山の景観や周辺店舗と調和したデザイン及び規格とすること。
 - (5) 拡声器の使用や過度な客引きなど、花見山周辺の秩序を乱す行為は認めないものとする。
 - (6) 出店場所の使用に当たり汚れ等に注意を払うとともに、出店者が退出する際は、毎日必ず出店した場所の清掃とごみの持ち帰りを行うこと。
 - (7) その他、周囲の妨害や迷惑等とならないように十分注意すること。
 - (8) 主催者はいかなる理由においても開設期間中の売り上げ補償は行わない。
 - (9) 天災その他の不可抗力によって物産ひろばが開設不能または継続困難となった場合、中止・中断によって生じた一切の出店者の損害について、主催者は責任を負わないものとする。
 - (10) 物産ひろばにおける事故等については、明らかに主催者が負うべきもの以外は出店者または当事者が負うものとする。
13. 開設期間の変更は、天候事情や花の開花状況等により止むを得ない場合であるとしても、お客様の利便性を第一に考え、「花見山出店者の会」の意見を聴取の上、会長が決定するものとする。
14. この規則に定めのない事項または疑義が生じたときは、会長が定める。